例５　定額減税の対象とならない事業専従者等の方

夫（事業主・納税者）

税法上、専従者は扶養にできない

妻（夫の事業専従者）

- 所得税・住民税（所得割）課税者
  → 定額減税の対象
- 定額減税可能額[注１]
  ＝４万円（所得税３万円+住民税１万円）

注１：定額減税可能額（所得税分）＝（本人+扶養親族数）×３万円
〃　　（住民税分）＝（本人+扶養親族数）×１万円

- 事業専従者
  → 税法上、扶養親族にならない

かつ

- 所得税・住民税（所得割）が課されない
  → 定額減税の対象外

かつ

- 納税者（夫）が世帯内にいる
  → 低所得世帯向け給付の対象外

妻（夫の事業専従者）は不足額給付２（原則４万円）の対象となる

【解説】

- 妻が、納税者である夫の個人事業を手伝う事業専従者である ＜税法上、配偶者控除・扶養控除の対象とならない＞
- 妻自身の給与収入がおおむね 100 万円に満たない ＜所得税・住民税（所得割）が０円＞
- 世帯内に納税者（夫）がいる ＜低所得世帯向け給付の対象にならない＞

上記のとおり不足額給付２の要件をすべて満たすため、原則４万円が支給される。